

特 記 仕 様 書

業 務 名	鳴門ウチノ海総合公園松くい虫被害木伐採処分業務
委託内容	本委託業務は、本公園内で松くい虫の被害を受け松枯れした木の伐採から処分までを行う。
業務場所	鳴門市鳴門町高島

【業務上の留意事項】

- 1) 本作業に必要な機械、器具等については、品質良好なもので、乙が負担することとする。
- 2) 園内に落下した草や木の枝については、作業後ブロワー等により清掃を行うこと。
- 3) 伐採した木については、乙が回収し処分するものとする。
また、予期せぬゴミ等が発生したときは支障のないように回収し、処分については監督員と協議すること。
- 4) 作業の実施にあたっては、作業従事者の安全に十分配慮し、衛生及び火気等の取り扱いについては注意するとともに、塵埃を可能な限り飛散させないようにすること。
- 5) 作業を行うに当たっては、作業中一般利用者等の支障にならないよう注意すること。